

「こまえ九条の会」発足

「平和憲法を広める狛江連絡会」との関係は？



また、新しい年が巡ってきました。皆様、様々な思いで新しい年をお迎えのことと思います。

残念ながら、私たちが世界の国々の喜望峰と考える「日本国憲法」も、それと対を成して定められた「教育基本法」の状況も厳しい局面にあります。

でも、1年半前に結成された9人の知識人による「九条の会」に呼応して全国に3300余りの九条の会がつくれ、様々な形で憲法九条の価値を広め、活用し、守っていく市民運動が展開されていることは、大変心強いことです。

ご存知の通り、狛江でも昨年10月29日に「こまえ九条の会」が、29名の発起人の方々のご支援を得て発足いたしました。

狛江では、既に5年前、私たちの「平和憲法を広める狛江連絡会」が発足し、憲法に関わる問題についての学習会や情報提供を行っており、多くの方に会員になっていただき活動を続けてまいりました。「平和憲法を広める狛江連絡会」の世話人が「こまえ九条の会」の事務局にも入り、中心的に活動してい

ます。

傍から見ると、この二つの会との関係は、どうなっているのだろうという疑問をもたれる方もあるかと思われます。

「こまえ九条の会」は、知識人9人の「九条アピール」に賛同するということに限定した活動を行う、非会員制の集まりです。会費はなく、カンパだけで活動します。一方「平和憲法を広める狛江連絡会」は、憲法問題、戦争と平和の問題などを幅広く学習し、情報を提供していく会員制の団体です。

「こまえ九条の会」を支えていくためにも「平和憲法を広める狛江連絡会」をもうしばらく存続させる必要があると考えています。共催という形で、講演会なども行います。

「こまえ九条の会」を支えていくためにも「平和憲法を広める狛江連絡会」をもうしばらく存続させる必要があると考えています。共催という形で、講演会なども行います。

このことに関して、皆様のお考えをお聞かせいただければ幸いです。

どうぞ、今後ともご支援くださいますようお願いいたします。

2006年度の会費納入お願いいたします。年間1000円です。
振込み、手渡し、郵送などお金のかからない方法で、どうぞ！

寄稿 木村 俊子さん

「平和憲法を広める狛江連絡会」や「こまえ九条の会」の署名集めなどに奔走してくださり、また、「こまえ九条の会」の発起人にもなって下さっている日本画家の木村俊子さんより貴重な投稿をいただきましたので、掲載させていただきます。

「憲法九条によせる思い」

私たち日本人は、大東亜戦争で無条件降伏という惨めな敗戦を味わった。将来ある沢山の若人が戦場の露と消え、空襲で国土を焼かれ、罹災者は路頭に迷い、あるいは傷つき、家族を失い、多くの国民が食料難で飢餓に苦しんだ。戦争の産物は、消耗と破壊の結果がもたらす物質と精神の荒廃だけである。

この戦争を体験した私は、平和の有り難さを身に染みて知っている。だから、戦後これまでの大日本帝国憲法が日本国憲法に変わって第二章の戦争の放棄で第九条を読んだ時の嬉しさと安堵感は大きかった。

戦後六十年、この地球上で幾多の戦争が起こり、悲惨な報道を目にするたびに思うのは、戦争は、人が起こすという事だ。人が起こさなければ戦争は無い。日本は、平和憲法をもっているおかげでこの六十年を戦争無しに過ごせた。これは何と素晴らしい事か。戦後に生まれた人たちは、この平穏な日々を当たり前のことと受け止めているかも知れないが、この一日一日は、

恵まれた輝かしい日々なのだ。天変地異は、人の力ではくい止められないが、せめて戦争だけは起こさないように世界中の国々が渾身の努力をすべきである。国を形成しているのは言うまでもなく国民なのだから、国民の一人一人が常に平和を希求し続けるべきだと思うが、人の心は百人百様、一致団結というわけにはいかない。この頃、世界に誇れるこの平和憲法を改変しようという機運が台頭して来て、自民党が作った新憲法草案は軍備強化の狙いが著しい。

平和憲法に厳然と「陸海空軍の戦力はこれを保持しないと」明記されているにもかかわらず、これまでも警察予備隊だ自衛隊だと名前だけ軍隊と呼ばないものの、その戦力は女の目から見ても、れっきとした戦争道具としか思えない最新兵器を持ち、憲法を拡大解釈して遂にイラク



まで進出している。これは、対外援助であって確かに戦争をしに出かけているのではないだろうけれど、重装備に身を固めた武器を持つ日本人を見て、外国人は日本が戦力を保持していないとは信じないと思う。

世界の人々と仲良くするには対外援助は重要な仕事であるが武器を持たずとも出来る事も沢山ある。

今、日本政府と自民党は、国を護るためには軍隊を持ち立派な軍備を堂々

と持たねば他国の付け入るところとなるという考えのもとに躍起となっている。平和憲法に縛られていてこうなのだから、憲法を改正して堂々と軍隊の名乗りをあげれば、そのためにかかる巨額の費用で税金の負担は増え、少子化の時代、人的資源の確保のためには徴兵制が敷かれるだろう。憲法十三条に「すべての国民は個人として尊重される」とあるが、徴兵制が敷かれれば果たして個人は尊重されるだろうか。

また、軍事力を強化すれば他国の警戒の目が鋭く日本に注がれるのは明らかだ。各国が軍事力を増大すれば破壊力が日に日に強化することだから、一度戦争が起これば、六十年前の原爆や空襲、人的損害とは比較にならない大規模な被害となり、その上、核というものの脅威は、その場での被害に留まらず、地上を汚染し、生物の子孫にまで悪影響を及ぼすのが目に見えている。このような将来を招かぬように努力することこそが、今、日本の国に生きている我々の責務だと思う。国を護るのは軍事力整備や行使より、穏やかで知的な話し合いによる外交努力を誠実に倦むことなく続けて、日本が憲法九条を厳守する平和に徹した国であることを世界中の国々に知ってもらおう事が一番大切だと思う。



憲法改正のための 「国民投票法案」今国会に上程か

1月20日に通常国会が始まった。この国会は、マスコミで表面上取りざたされている問題とは別に、教育基本法の改定や憲法改正国民投票法案といった大きな憲法的課題を抱えている国会である。憲法調査会市民監視センターの憲法通信からその状況をここに抜粋してみると・・・

民主党憲法調査会が昨年10月に憲法改正国民投票法案の「大綱(草案)」をまとめ、すでに発表されている自公案とのすりあわせが3党によって進められつつある。自公民3党は、そのための協議を1月から本格化することで合意しているが、すでに与党は昨年暮、批判が強い「メディア規制」を「大幅緩和」する方針を決めた。しかし、これは、「緩和」であって「削除」ではなく、どのような規制にするかは、検討中である。また、自公両党の有力メンバーたちには、投票者の年齢要件を自公案の「20歳以上」から、民主党が主張する「18歳以上」にすることを受け入れる発言が繰り返されている。これを受けて、枝野民主党憲法調査会長は、「残っているのは、立法上の技術的な問題だけで、政治的に決定的な対立点はない。一つ一つ問題を整理し、通常国会で提出できるよう努力する」と語っている。事務局 筑紫健彦氏文 より抜粋

当会は、次ページの声明に賛同署名を送りましたので、ご了承ください。

自民党「新憲法草案」はなにをわらっているか 寺尾 安子

今、改憲の動きが急速に強まり、現実味を帯びて、迫ってきている。昨年 10 月末に発表された自民党の「新憲法草案」は改憲を是とする他党も受け入れやすいものにしたと言われている。しかし憲法学者の話や文献を参考に読み解いていくと・・・。

憲法の基本原理が 180 度転換——

戦争の反省、平和の理念が消滅

(前文・全体)

現憲法の前文では自国民、アジアの人々等無数の民に未曾有の惨禍をもたらした戦争の反省を憲法制定の根拠にして、全世界の人が平和の中に生存する権利を平和的手段で実現しようと高らかに宣言しているが、自民党草案からはこの理念が消え、「国際社会において・・・圧制や人権侵害を根絶させるため、不断の努力を行う」として、9 条 2 項の削除とつなげて、他国への武力行使の道を開き、現憲法の命である平和理念と真っ向から対峙している。

「国を愛情を持って守れ」と

国民に説教(前文)

自民草案は前文で「日本国民は帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支える責務」があると説諭調で述べ、これは君が代を大声で歌うことの強制や、自分を犠牲にしても国を守れと称して他国を攻撃できる精神を植え付けようという狙いに繋がる。元来愛情は押し付けられて生まれるものではない。



9 条の名称が「戦争放棄」から

「安全保障」へ

現 9 条 2 項が消え「自衛軍の保持」

(9 条の 2)

まず自衛隊を自衛軍とすることで今までの“しぼり”を取り払い、軍隊として表舞台で普通に戦争ができるという姿勢を見せている。自民草案は「自衛軍は・・・国際社会の平和と安全を確保するため国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる」とし、集団的自衛権を認める内容になっている。国際法規範に従うという条件も書かれていないので、例えば国際法違反のイラク戦争でもアメリカと共に武力攻撃できることになる。世界中どこへでも戦争に出かけることのできる道を開いている。

軍事裁判所の設置 (76 条)

自衛“軍”としたために設置した条項で、上官の命令に絶対服従の規律違反を取り締まるためだが、民間人も緊急時の軍の秘密漏洩罪に問われたりして市民の人権が脅かされる。



**「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」
に変えて人権を狭める（12条、他）**

自民草案 12 条「・・・自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責任を負う。」は自衛軍の活動の項目でも「公の秩序・・・を維持するため・・・」とあり、明らかに軍事的な意味も含めた国家の求める秩序全般を指している。構造改革とか財政再建という「公益」の名のもとに弱者の生存権が脅かされたり、「公益及び公の秩序」の名のもと米軍のための土地取り上げに利用して財産権を奪ったりできるようになる。

政教分離規定を弱める（20条）

「国及び公共団体は、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超える宗教教育、その他の宗教活動・・・は行ってはならない。」と下線の部分を草案に入れた。今まで弁解しながら強行してきた首相の靖国参拝も合憲化できる。

総理大臣の権限を強化（54条、72条）

国会審議はなおざりに（56条、

63条2）野党規制（64条2）

自民草案 54 条で衆議院の解散権を総理大臣と明記。72 条で「総理大臣は・・・行政各部を総合調整する」として時として閣議をバイパスして決定権限が総理に与えられている。一方、63 条 2 で、総理と大臣は職務上都合の悪い時には議院の欠席が認められ、56 条では議院の議事の成立定数を削除し

た。採決の時だけ出席すればよいことになる。国会の国権の最高機関としての機能が弱まり、ひいては主権在民の軽視に繋がる。また 64 条 2 で政党条項を新設し、政党の活動は「公正の確保と健全な発展」に努めるべきという言葉で、「政党法」を制定して二大政党以外の政党の活動を規制する拠り所を作っている。

「財政の健全化の確保」（83条）とい

う口実で大企業に有利な予算編成

予算編成の時、福祉関係の歳出の削減を促進づけたり、消費税アップの措置を導いたりして財界の強力な要請にすばやく応ずることができ、構造改革を助けることになる。



地方自治へ福祉・教育の財政責任

軍事・外交には国のしぼり（91条）

「住民はその属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公正に分任する義務を負う。」として地方自治体の財政の負担は住民がお互いに責任を分け合えといい、一方、軍事・外交面では相互協力義務として地方自治体は国の統制を受けさせようとしている（92 条）。また現憲法にある「住民投票」（95 条）の項目は削除されている。

「環境保全の責務」（25条）・国政に

関する説明の責務（21条）・個人情報

の保護（19条2）等の新設項目

これらは現憲法 25 条生存権を中心

に集約されていて上記新設は必要でなく、法律で定めればよい。これらの権利項目は9条2項の改正を受け入れやすくするための目くらましと言われる。

憲法改正の要件を緩める(96条1)

現憲法では改憲の発議は各議院の総議員の3分の2以上の賛成できると定めているが、自民草案はこれを過半数とし、改憲のハードルを低くした。まず9条2項などの一番の本命を改めた後、漸次、為政者の思う方向に変えていきやすくするためであろう。

全体を通して見えてくることは?

なぜ、今、改憲を急ぐのか?

★ 現憲法には読む者の心を高める格調がある。それは歴史の事実から学んだ人間の真実の言葉で書かれているからではないか。大江健三郎さんも少年時代この憲法に出会って「これこそ人間の言葉と心に響き、憲法は私の文学の師匠となった」と言っている。自民党草案にはこの格調が全く感じられない。それは歴史の真実に学ぼうとせず、平和を願う人類を信頼せず、自分たちの利を中心に置いているからなのではないだろうか。

なお、「自民党新憲法草案」の前文では、「・・・ここに新しい憲法を制定する」と述べ、草案には現憲法の文言そのままが多いのにもかかわらず、ことさらに、改定ではなく新憲法であることを強調し、各条投票ではなく一括投票させ、最大の目的である九条改悪を

成し遂げようとしている。

★ なんとでも9条2項を変えて、地球上どこでも武力行使できる“軍”をもった国にしたいと言う目的にどの改定項目も繋がっている。

★ 憲法を国民が公権力を縛るためのものから、公権力が国民に権利を与え義務を負わせるためのものと逆転させようとしている。半世紀以上逆戻りの憲法になる。

★ 改憲を急がせているのは、アメリカや財界だ。アーミテージ米前国務副長官の言葉(12月4日「読売」)「海外での役割の拡大を通じて日本はさらに注目すべき地球規模のパートナーとなった。だが課題は残っている。それは日本がどのような地球規模の役割を果たすかにある。あえて言えばその決断には日本の憲法九条の問題がある」や、米軍再編の動きが草案発表の時と相前後している。米国と共にグローバルな市場展開の拡大強化を狙っている日本の大企業なども憲法改定を急がしている。



参考文献：

- ・「法と民主主義」'05.12月号
山内敏弘他論文
- ・「世界」'06.1月号 愛敬浩二論文
- ・憲法会議編「自民党『新憲法草案』は日本をどこに導くか」
- ・月刊「憲法運動」'05.12月
横田力・川村俊夫論文
- ・週間「金曜日」'05.11月4日号
半田滋・高橋哲也・大山勇一論文

< 集 会 の お 知 ら せ >

* 安全・安心」脅かす共謀罪

——監視社会からの解放は
可能か——

2月6日(月) 午後6時半
文京区民センター 3階
(春日駅・後楽園駅・水道橋駅)

話し合い・合意しただけで処罰する「共謀罪」を新設する法案が、国会に再提出されました。数の力を背景に05年特別国会で審議入り・継続審議とした政府与党は、06年の通常国会での成立を狙っています。

国連・憲法問題研究会 主催

* 憲法って何？

憲法が変わるとどうなる？

3月4日(土) 午後2時

伊藤 真さんのお話

(法学館伊藤塾塾長)

平和憲法を広める狛江連絡会・
こまえ九条の会 共催

* 司法界での若き指導者で、丁寧な分かりやすい講演は、各地で好評です。

同封のピンク色のチラシをごらんの上、ご都合をつけて是非ご参加ください。

* WORLD PEACE NOW

3. 18(土)

終わらせようイラク占領

終わらせよう戦争の時代

日比谷野外音楽堂 13:30 開会

11:30に狛江駅改札口集合

皆さんで一緒にいきましょう

(同封の黄色のチラシ参照)

第17回まちづくりシンポジウム
無防備地区宣言のまちをめ
ざして
国立市のとりくみから学ぶ

3月11日(土) 午後2時~4時
狛江市民センター 第3会議室
主催: 共生のまち—狛江をめざす会

次回 事務局・発起人会議
2月14日(火) 午後7時
狛江市民センター
活動のお手伝いをしてくださる方、どうぞご参加ください。

「こまえ九条の会」では
《9の日 行動》をしています。
毎月9日と19日に狛江駅前
で九条の会のビラを配り、署名を集めています。お時間のある方、ちょっとでも参加されませんか。

平日—午後5時半~6時半
土と休日—午後3時~4時